

市第 164 号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（横浜市なしの木学園条例の一部改正）

第2条 横浜市なしの木学園条例（昭和55年10月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号、第6条第2項、附則第4項並びに附則第5項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例（平成18年3

月横浜市条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援  
するための法律の施行に関する条例

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第 4 条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例 (昭和62年 3 月横浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(横浜市福祉授産所条例の一部改正)

第 5 条 横浜市福祉授産所条例 (昭和45年 3 月横浜市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正)

第 6 条 横浜市知的障害者生活介護型施設条例 (平成15年 3 月横浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(横浜市火災予防条例の一部改正)

第 7 条 横浜市火災予防条例 (昭和48年12月横浜市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第51条第 1 項第 3 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に  
関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（介護補償）

第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

（第 1 号省略）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
障害者自立支援法

律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

（第 3 号省略）

横浜市なしの木学園条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（事業）

第 3 条 施設は、次の事業を行う。

(第 1 号省略)

- (2) 知的障害のある児童を対象とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)

第 5 条第 8 項に規定する短期入所

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 3 項の規定に基づき、居宅においてその介護を行う者の疾病、就労その他の理由により、一時的な施設の利用 (宿泊を伴わないものに限る。) を必要とする知的障害のある児童に必要な介護その他の便宜を供与する事業 (以下「日中一時支援」という。)

(使用料)

第 6 条 (第 1 項省略)

- 2 第 3 条第 2 号に規定する短期入所のため施設を利用する児童 (法第 21 条の 6 の規定により利用する児童を除く。) の保護者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 3 項第 1 号の規定により定められた同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に係る費用の額及び同法第 29 条第 1 項に規定する特定費用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

附 則

(第 1 項から第 3 項まで省略)

(利用者に係る特例措置)

- 4 施設は、第 3 条に規定する事業のほか、当分の間、知的障害者

(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)のうち次に掲げるものを対象とする。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者自立支援法 第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)及び同条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)を行うものとする。

(第1号から第3号まで省略)

- 5 前項の規定により行われる生活介護又は施設入所支援を受けるため施設を利用する者(知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により利用する者を除く。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者自立支援法 第29条第3項第1号の規定により定められた生活介護又は施設入所支援に係る費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

(第6項省略)

#### 横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例(抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現行)

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例  
するための法律の施行に関する条例

(趣旨)

- 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
障害者自立支援法  
法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項は、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（施設）

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、リハセンターに次の施設を置く。

（第1号省略）

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
障害者自立支援法

律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第12項に規定する障害者支援施設

（第3号から第5号まで及び第2項省略）

横浜市福祉授産所条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（事業）

第2条 授産所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援  
障害者自立支援法  
するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

第5条第15項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（設置）

第1条 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）に

対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
障害者自立支援法  
法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7  
項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）その他の福  
祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の増進を図るため  
、知的障害者生活介護型施設（次条第 2 項を除き、以下「施設」  
という。）を設置する。

（第 2 項省略）

#### 横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（自動火災報知設備に関する基準）

第 51 条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、自動火  
災報知設備を設けなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 令別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構  
造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロの  
いずれかに該当するものを除く。）のうち、児童養護施設、児  
童自立支援施設（通所施設を除く。）、障害者の日常生活及び  
障害者自立支援法  
社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123  
号）第 5 条第 10 項又は第 16 項に規定する共同生活介護又は共同  
生活援助を行う施設その他これらに類するもの（次号において  
「児童養護施設等」という。）で、延べ面積が 200 平方メー  
トル以上のもの

（第 4 号から第 6 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）